

別記第1号様式(第7関係)

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度第2回豊島区地域包括支援センター運営協議会
事務局(担当課)		福祉部 高齢者福祉課
開催日時		令和8年3月17日(火) 午後6時29分～午後8時28分
開催場所		豊島区役所本庁舎5階 507-509会議室
議 題		<p>(1) 令和7年度地域包括支援センター実地検査・指導の結果について</p> <p>(2) 「地域ケア全体会議」の報告</p> <p>(3) 東部高齢者総合相談センター 駒込サブセンター(こまごめ相談室)の相談件数について</p> <p>(4) 令和8年度 新規拡充事業について</p> <p>(5) 指定介護予防支援事業所の指定更新について</p> <p>(6) 令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認について</p> <p>(7) その他</p>
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 委託法人の選定等の議事については公正・中立性を確保するため 非公開とする。
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	福祉総務課長、介護保険課長、高齢者福祉課長、 神山 裕美、土屋 淳郎、高橋 紀子、本島 安純、榎本 秀治、 千葉 飛鳥、木村 雅章、田中 秀忠(敬称略)

<p>そ の 他</p>	<p>各法人包括担当者          菊かおる園地域包括支援センター長          東部地域包括支援センター長          中央地域包括支援センター長          ふくろうの杜地域包括支援センター長          豊島区医師会地域包括支援センター長          いけよんの郷地域包括支援センター長          アトリエ村地域包括支援センター長 代理          西部地域包括支援センター長</p>
<p>事 務 局</p>	<p>高齢者福祉課係長（包括支援）、高齢者福祉課係長（地域ケア）、          高齢者福祉課係長（高齢者事業）、高齢者福祉課係長（介護予          防・認知症対策）、高齢者福祉課係長（総合事業）、高齢者福祉課          係員（包括支援）</p>

## 審 議 経 過

(午後6時29分開会)

○事務局 皆様、こんばんは。高齢者福祉課包括支援グループの岡田でございます。

定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第2回地域包括支援センター運営協議会を開会させていただきます。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

まずは資料をご確認ください。

令和7年度第2回運営協議会次第。次に、委員名簿になります。資料1、令和7年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・指定介護予防支援事業所実地指導について。資料2、令和7年度地域ケア推進会議(全体会議)開催報告。資料2-1として、令和7年度豊島区地域ケア推進会議資料。資料3、東部高齢者総合相談センター(こまごめ相談室)の相談件数について。また、資料4は、令和8年度新規拡充事業についてとなります。資料5は、指定介護予防支援事業所の指定更新について。次に、資料6-1、6-2として、令和7年度豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所承認追加分の資料がございます。

以上が本日の会議資料となります。もしお手元がないようでしたら、お近くの職員にお声がけいただけたらと思います。

本日は、アトリエ村包括支援センター、町田センター長より欠席とのご連絡を受けており、代理で鈴木様が出席されております。

また、区職員では、福祉部長の猪飼が所用により欠席しております。

それでは、会議に先立ちまして、高齢者福祉課長の今井よりご挨拶申し上げます。

○高齢者福祉課長 皆様、こんばんは。高齢者福祉課長の今井でございます。

本日は年度末のお忙しいところ、第2回地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から区の多様な施策にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、秋に実施いたしました地域包括支援センターの実地検査と指導の結果についてのご報告をさせていただきます。地域ケア会議の報告など、今年度の事業の報告と、あと、来年度の新拡の事業についてもご説明をさせていただきたいと思っております。

限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、進行を神山会長に代わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○神山会長 皆様、年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。令和7年度の第2回包括支援センター運営協議会ということで、年度の最後の開催になります。

この会は年2回ということですが、日頃から同じ高齢者ケアの推進のために努

力いただいております法人の方々にお集まりいただきまして、そして豊島区民のために、そして介護者家族のために、どのような包括ケアを展開していったらいいのかというところで議論をしたり、あるいは情報共有をしながら、よりよい包括ケアをつくり上げていこうというのがこの会の趣旨になっております。ですので、この機会を通して、8包括それぞれ特色あるよい取組をされておりますので、そういうところを学び合ったり、あるいは、それをそれぞれの包括でも取り入れるための何かヒントになるようなものを得ていただければと思っております。

それでは、議事に入る前に、会議の傍聴についてご案内いたします。当会議は一部非公開となっております。一部非公開の理由は、委託法人の選定等の議事について公正・中立性を確保するためとなっております。

本日、傍聴の方はいらっしゃるでしょうか。

○事務局 本日、傍聴の方はおりません。

○神山会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

初めに、議事（1）令和7年度地域包括支援センターの実地検査・指導の結果について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 では、改めまして、包括支援グループより、この議事（1）について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料1、令和7年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・指定介護予防支援事業所実地指導について、こちらをお取り出してください。

まず、1番の検査・指導の概要でございますけれども、実施の時期といたしましては、令和7年10月から11月に8包括の実地検査・指導を実施いたしました。

目的及び根拠につきましては、記載のとおりでございます。

実施方法でございますが、下記の検査内容のヒアリングと書類の確認、また執務室内の確認を行いました。

（4）の結果でございますが、後ほど詳細をご説明いたしますが、まず指摘事項はなかったというところをご報告させていただきます。

続きまして、当日の検査内容でございますが、まず1つ目、地域包括支援センター及びアウトリーチ事業の主な確認事項でございます。こちらは職員について、個人情報、執務室内、アウトリーチ事業、総合事業、そして、その他についての確認を行いました。

また2つ目の指定介護予防支援事業所の主な質問事項につきましては、人員に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、そちらの観点から質問を行いました。

次のページからが各包括の検査結果となっております。

主なところだけのご説明とはなりますが、まず最初は、地域包括支援センターの評価する点及び改善を求める点でございます。

評価する点としまして、幾つかご説明させていただきます。

まず、2層とCSWとの連携を日常的に行っている。地域の情報の共有や検討会への出席など意識的に行っている。こちらは菊かおる包括です。

複雑なケースは関係機関で方向性を決定している。地域での困り事等の情報共有を行っている。こちらはふくろうの杜包括です。

地域の課題をいけよんプロジェクトで意見集約している。また、男性向け講座を開催した。こちらはいけよんの郷包括です。

次に、アトリエ村包括は、相談相手が男性の場合は、男女ペアで対応しているとのことです。

一番下の記載は西部包括で、異動職員向けにマニュアル作成をしているとのこと。

改善を求める点としましては、全包括で該当しており、月報の詳細の件数に齟齬がございましたので確認し、修正を依頼いたしました。これは相談方法と主たる相談者の件数が同一件数ではなかったためです。

また、ふくろうの杜包括では、欠員が生じていた期間があったため、人員の点を挙げさせていただきました。

次のページは、2つ目のアウトリーチのものとなっております。

こちら、まず評価する点といたしましては、2点目の東部包括ですが、マンションの管理人への挨拶回り等を行い、社会資源に関する情報提供に取り組んでいるとのこと。

次に、中央包括は、高齢者だけでなく高齢者を支える人にも広く情報を発信しているとのこと。

医師会包括についてですが、他圏域の見守り担当とイベントを開催したり、協定事業者と事業を行ったところを評価する点といたしました。

アトリエ村包括は、ボランティアや退任された民生委員と協力して、自主グループ活動を行っているところを評価する点とさせていただきました。

次に、改善を求める点につきましては、人員の配置についてです。

3つの包括で、欠員が発生した時期がございました。

今年度10月1日以降は、見守り事業担当を3名配置することができるようになりましたので、増員に向けた人員の確保、配置をお願いいたします。

次のページにお移りください。

3つ目の指定介護予防支援事業所、こちらの評価すべき点及び改善を求める点でございます。

評価する点といたしましては、介護予防ケアマネジメント費の請求方法が変更となっているが、おおむね誤りなく請求事務処理ができています。これは全包括が該当しており、きちんと取り組まれていると見受けられました。

一方で、改善を求める点につきましては、おおむね指摘するところはございませんでしたが、給付に関する点で、菊かおる園・医師会・いけよんの郷包括に正しい内容で請求す

るようお伝えしました。

また、契約に関する点では、3包括で重要事項説明書に記載不備がございました。

ケアマネジメントプロセスに関しましては、記録の記載が確認できなかった包括がございましたので、指摘させていただきました。

議題1の説明については以上でございます。

- 神山会長 ありがとうございます。簡単に説明をいただきましたけれども、それぞれの包括の取組について何かご質問があれば、委員の方々からお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(なし)

- 神山会長 おおむね大きな指摘事項はないということでしたけれども、それぞれの包括がいろいろ工夫されて取り組んでいる点は、それぞれ特色があって、いろいろ共有できる点もあるのではないかと思います。そういう意味で、それぞれの包括の方に、特色ある取組について教えていただきたいと思います。

まず、菊かおる包括ですけれども、2層コーディネーターやCSWと上手に連携されているということですので、包括の支援にそれらを生かした具体的な事例などございましたら、少しご紹介いただけますでしょうか。

- 菊かおる園高齢者総合相談センター 菊かおる園の長谷川です。

2層コーディネーターとは、毎月行っている事業では、介護者カフェウェルカムや、巣鴨アップサイクルという事業ですとか、ほんと菊食堂で毎月協力して行っておりまして、連携体制を取っております。

またそれ以外でも、今年度は、区民ひろば朝日ですとか、巣鴨信金のホールでの認知症サポーター養成講座を共催で行いました、またCSWと2層と包括との3者で、終活講座や都営住宅の相談会なども企画して行っておりまして、包括単体で実施するより、幅広いアイデアも出ますし、よりよい成果、大きな成果が得られていると感じます。

また、個別ケースにおいても、日頃からそのように連携を取っていますので、一緒に今日も専門相談でCSWとケースワークで一緒に出ておりますが、そういった個別ケースでの対応も非常に日頃の連携が功を奏して、とても連携が取れていると感じます。以上です。

- 神山会長 ありがとうございます。CSWも2層コーディネーターも包括の方も、役割は少しずつ違いますけれども、同じ目的に向かって仕事をしていく仲間ですので、よい連携をされているということはほかの包括でも同様にされているでしょうし、また菊かおるの取組がヒントになる部分、励みになる部分もあるのではないかと思います。

それでは、次に東部包括の方への質問ですけれども、医療職や福祉士など、複数の職員でチーム対応を行っているということですので、どのような役割分担をしているのでしょうか。チームで関わることでうまくいった事例などございましたら、ご紹介いただけますでしょうか。

○東部高齢者総合相談センター 東部包括の天野と申します。

ただいまご質問いただいた内容ですけれども、例えば認知症をお持ちの方で、やはりその虐待のケースですとか、医療職、看護師のほうからの視点ですとか、あと社会福祉士、主任ケアマネというわけですけども、チームで関わることで、ケースのそういった状況の把握を多角的にアセスメントするということと、あと、チームで大体2人体制で動くことが多いんですけども、それはどちらか一方が行けなくなったりとか、対応できなくなったときに、必ずもう一方がそのケースに対応しているということで、その情報を持っておりますので、そこはほかの3職種にも伝えながら、また場合によっては、見守り支援事業の社会福祉士とも一緒に関わっているケースがありますので、そういうところで連携を図り、チームの中でのいうか、包括内で、そのケースをみんなが共有できて、かつ、緊急性、迅速に対応すべきときに対応できるようにということを心がけてやっております。

そこでできていることで、1人が抱え込むことなく、バーンアウトせず対応できることももちろんそうですし、かつ、いろんな面から支援を検討しながら、もちろん区のほうとも連携はしますけれども、やれることで円滑に業務を行えているかなというふうに思っております。

○神山会長 ありがとうございます。多職種で関わる場合、例えば医療職と福祉職とのアセスメント視点が異なるとか、それに基づいて方針が異なるというようなことはないのでしょうか。そういうときはどのように対応されているのでしょうか。

○東部高齢者総合相談センター 対応のアセスメント視点が違うというところは、専門職によってはあると思うんですけども、総合的にみんなで判断していきますので、専門職の考え方に偏ることはないように、チームでカンファレンスを行い方針を決定していくことにしておりますので、齟齬が生まれるということはあまり起きないんですけども、お互いの視点を尊重しながらやっているという点が、大きいのかなと思っております。

○神山会長 そうですね。やっぱり多職種連携のポイントは、真ん中に利用者や家族がいるということですので、そのニーズは多様ですけども、ときには医療職の考えが優先されたり、福祉職の意見が採用されたりということは、もうケース・バイ・ケースですけども、そこは専門職のヒエラルキーではなくて、対象者中心に判断をしていくというところは重要なポイントではないかと思えます。ありがとうございました。

それでは、次、中央包括の方への質問なんですけれども、重要事項説明書や契約書について、作成者ごとに管理簿を作成して管理しているということですけども、事業所内で管理方法を統一する上で工夫していることがございましたら、教えていただけますでしょうか。

○中央高齢者総合相談センター 管理簿等による重要事項説明書や契約書の取扱いについての工夫点ということでございますけれども、取り立てて工夫しているというよりも、ずっと当初より基本的に管理してきたことを省略しないで続けてきたので、ちょっとどの

部分を工夫しているかというところでは申し上げにくいところはございます。

まず、契約を取ってくれば、当然所内で決裁を取るわけですからけれども、それはセンター長が一元的に管理をしていますので、全ての書類に目を通すというようなところでは、漏れないようなポイントにはなっているかと思えます。

また管理簿については、多分これほどこの包括もなさっているとは思いますが、通し番号によって管理をしているんですけれども、年度ごとに保管しているファイルの色を変えることで、間違いがないようにというようなところは気を付けています。

○神山会長 ありがとうございます。相談支援やアウトリーチをすることと事務作業をすることというのはちょっと頭の使い方が違うので、特に多忙な時期なんかは、事務作業が後回しになったり、あるいはちょっと記録、記載を忘れたりというようなことも起こりやすいのではないかなと思うんですが、その辺りのところで何か注意している点、配慮などございますでしょうか。

○中央高齢者総合相談センター はい、時期や、あと職員の欠員が出たりすると、どうしても特に記載漏れなどが起こりやすいというのはおっしゃるとおりです。だからこそ確実に決裁を回すというところと、あと新規の利用者や終結するような利用者が出たときの報告を朝のミーティングで必ずするようにということは徹底しているというところでは。

○神山会長 そうですね。まさに相談援助のときの温かい心と、それから事務作業をするときの冷たい頭というところが、両方求められる部分かと思えます。ありがとうございます。

それでは、ふくろう包括の方への質問ですけれども、関係機関会議を開催する際には、どのような機関が参加しているのでしょうか。また、その会議の結果をどのように実際の支援につなげているのか、具体的な例などございましたら教えてください。

○ふくろうの杜高齢者総合相談センター ケースによって関係機関が変わってくるんですけれども、総合相談の中で複雑なケースがとて増えています、いわゆる8050問題で、息子が孤立して就労していないまま、恐らく発達障害があるのではないかなと疑われるが、どこも関わっていないようなケースで、最終的に手を上げてしまったようなケースは今年度は多くて、そういった場合は、CSWであったり、社協のひきこもりの部署の方であったり、あとはもちろん高齢者福祉課の地域ケアグループと連携して対応したり、ケースによっては保健所の方に来ていただいたりというような対応をしております。

○神山会長 ありがとうございます。そういった8050の難しい事例も、在宅介護を契機に発見されるということがこれまでの事件などからもよくありましたので、ぜひ包括とか、あるいはケアマネジャーだけで抱えずに、関係機関につなげながら分担していくというところは大変重要なところかと思えます。ありがとうございます。

次は、医師会包括の方への質問ですけれども、医師会包括として、カスタマーハラスメントに対する具体策などございますでしょうか。今、いろんな分野でカスタマーハラスメントが課題になっておりまして、医療福祉分野でも例に漏れずということですが、

具体策などありましたら教えてください。

○豊島区医師会高齢者総合相談センター 包括のみならず、医師会は事務局もありますが、法人として、今、会話内容を録音できるシステムを導入しておりまして、事前に対応向上のために会話内容は録音させていただきますというアナウンスが流れてから、各部署に電話が通じるというような形になっていまして、会話内容は全部記録されております。それは管理者の権限でパスワード使うと、後ほど内容を確認するということができますので、実際にちょっとかなり対応が難しいケースが今年度ありまして、それに関しては、その録音全ての内容を確認した上で対応したことによって、大きなトラブルにならずに済んだということがありましたので、そのようなことで対策を取っているというふうに申し上げてもいいのかなと思います。以上です。

○神山会長 ありがとうございます。こういったカスハラ対応というところは、ほかの包括でもやはり課題になっていらっしゃるんでしょうかね。在宅介護という、とても追い詰められた状況の中で、包括の方に当たることは決してよいことではないですけども、そういうのが一つのSOSのサインにもなる場合もありますし、だからこそきちんと向き合っていたきたいということもありますので、一般の消費者センターのカスハラとは違って、やはり介護者家族のケアというような部分も担う面があるかと思います。その分、対応がいろいろ難しいところかと思います。こういう場合どうするのかというような研修も今よく行われていますけれども、ぜひこの辺りもそれぞれの包括で知恵を分かち合っていければいいのではないかなと思います。

それでは、次はいけよん包括の方への質問ですけども、男性の孤立、孤独対策というところは、全国的に割と課題になっている部分ですけども、こちらのほうでは男性を対象とした歴史講座というのを取り組んでいらっしゃるんですけども、どんなきっかけで企画されたのか、そして、実際やってみて、どのような取組の効果を感じられたのか、そして、今後どういった取組をまた予定されているのかというような点についてご紹介いただけますでしょうか。お願いいたします。

○いけよんの郷高齢者総合相談センター いけよんの郷の平田です。

まず、豊島区は一人暮らしの高齢者の方が非常に多いということで、その中で男性の一人暮らしの方、なかなかいろんなイベントに参加していただくのは難しい現状にあります。2層コーディネーターと2か月ごとに定例会を行っておりまして、昨年度から、それをどうしようかと話をしております、男性の興味のあるものは何なのかなという話をしながら、歴史講座みたいなもので、以前男性が多く参加されたという話がありましたので、まずやってみました。やっていく前に、1回で終わらないようにどうしようかという話をしまして、できれば参加した人を主体として何かできればいいのかなと思っていましたけれども、ただ、募集の段階で、男性限定というわけにもいかないので、どうなるのかなと思っていましたが、半数以上は男性の方に参加していただけて、幸い、そのテーマを、歴史講座の中身をちょっとずつ変えながら、年度内に2回目を行って、来年度初

頭に3回目を行う予定になっております。

○神山会長 ありがとうございます。歴史講座というと、具体的にどんな内容なんですか。

○いけよんの郷高齢者総合相談センター 特にいけよん地区、池袋の地域の今までの歴史というような話で、実際に昔の写真を用意したり、参加する方も昔のことを知っていらっしゃる方がいるので、そういう方もお話しできるような場にしているつもりです。

○神山会長 ありがとうございます。ほかの包括でも男性向けの講座とか、あるいはプログラムだとかを企画している方はいらっしゃるのでしょうか。これもいろいろ創意工夫によって、いろいろな取組が考えられるところですので、いけよんの郷の取組も一つの例としながら、また包括でも情報共有ができていくといいかなと思います。ありがとうございました。

それでは、アトリエ包括の方への質問なんですけれども、男性の相談者に対して、男女ペアで対応する取組を行っているということなんですけれども、どのようなケースで特に効果があったということがあるのでしょうか。ご紹介いただけますでしょうか。

○アトリエ村高齢者総合相談センター アトリエ村包括の鈴木でございます。ご質問ありがとうございます。

ここに記載ということでは、男性ということ記載をさせていただいたところなんですけど、実際には、初回ということで、ペアということにさせていただいているということで、男性女性の分けはございません。

ただ、やはりペアで行くことによりまして、対象者の方が動けないですとか、また排せつしている途中の段階で倒れているようなことがありますと、男性職員がそこを対応するということは、ちょっとなかなか考えにくいと。そういったときに、女性職員と一緒に行くことによって、その者が体勢を整えて、そういった状況ですから、救急云々ということでのお願いをするところではあるんですが、まず整えてから、男性職員もその場に立ち会って、しかるべきことができたということが、アトリエでは何ケースかちょっとありました。その効果が出ているのではないのかなということ、所内で話をしているところです。以上になります。

○神山会長 ありがとうございます。こちら最悪、孤独死になってしまう場合もあるわけなんですけれども、幸い、いろいろな相談、通報体制の中で、男女ペアでの訪問で効果を上げたということでご紹介をいただきました。

なかなか職員の人員配置の関係で、男女ペアを毎回つくるというのも工夫が必要ではないかなと思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○アトリエ村高齢者総合相談センター そうですね。体調の悪い方に特にこういうふうにしたいところですので、本来であれば、保健師等と一緒にいきたいところですが、おっしゃるとおり、いつも保健師がいるわけではございません。その中で、ほかに女性職員も3職種の中でおりますし、場合によっては、プランナーですとか、見守りの中にもそういつ

た職員もおりますので、一緒に来てもらい、対応しております。以上です。

- 神山会長 やっぱりペアで訪問することによって、それぞれのアセスメント視点が共有できたりとか、あるいはケア方針を決めるにしても、複数の目で検討できるという面でも、よい点があるのではないかと思います。

それでは、次、西部包括の方への質問なんですけれども、異動した職員さん向けのマニュアルなどをつくっていらっしゃるということですが、新たに配属された職員さんへの業務理解にどのように役に立っているのかという辺りを教えていただけますでしょうか。

- 西部高齢者総合相談センター 西部包括の高橋と申します。

異動のみならず、新任職員にも向けてというところですけども、基本的なところだと、オリエンテーションでまず伝えなければならないことであつたり、包括としての1日の流れや、細かいところだと、交換便の準備のやり方があります。長くいる職員も、改めてその業務をやる時に見直しができるようなマニュアルとなっております。

- 神山会長 ありがとうございます。西部包括の場合は、職員さんの異動はかなり頻繁にあるんですか。

- 西部高齢者総合相談センター 年に1名、2名というところですね。

- 神山会長 そういうものを用意しておけば、誰に対しても同じ説明ができるとか、あるいは、いつもやっている職員も改めてそれを確認できるというようなメリットもあるのではないかと思います。ありがとうございます。

一応、一通り8包括には伺ったんですけども、委員の方々から質問お願いいたします。

- 田中委員 神山会長のほうからカスタマーハラスメントの話がございましたので、ちょっと情報提供も兼ねて、私、本業が行政書士なんですけれども、今、東京都でカスタマーハラスメント防止対策条例というのが昨年4月に施行されて、カスハラ奨励金というような形で、カスハラ対策をするというような取組をやっているんですね。それで支援をする中でよく思うのが、当然従業員一人一人の考え方、どこをカスタマーハラスメントとしてライン引きをするかだという、従業員一人一人の判断がすごく大事だと思うんですけど、それ以前に、組織として、会社として、どういうふうに従業員を守る取組をつくるのかという視点がすごく大事ななと思いながら、マニュアルだとか方針とかをつくらせていただいているんですが、東京都カスハラ対策とかと打ち込めば情報が出てきて、その奨励金の話でいうと、基本方針をつくって、マニュアルをつくって下さいねみたいな話なんですけど、そのひな形とかもダウンロードできるので、ご興味あれば取り組んでみてはいかがかなと思った次第で、情報提供でした。

- 神山会長 ありがとうございます。

これについて、既に何か取り組んでいらしたりとか、そういうことを聞いたことがあるとか、包括の方から何かご意見いかがでしょうか。

医師会包括の方は、こういった東京都のカスハラ対策とか奨励金のこととか、どこかで

お聞きになったことはございますか。

- 豊島区医師会法人担当 マニュアルを整備して、電話の録音システムを入れる対策をして、同じものを包括にも入れましょうというふうにしたと思います。
- 神山会長 医師会は、そういう意味ではとても先駆的に取り組まれているということですね。
- 田中委員 私が事務所でやっている話として、今、録音と文字起こしは結構セットなことが多いんですよ。私は結構生成AIを使っているんですけど、ちゃんと要は秘密保持ができるような状態にして、要は名前を変換するとかで、それで生成AIに入れて、この何か苦情の解決手段を5つ提案してくださいとかという、自分の方針を決めるとかにも使い方ができたりもするので、もうすごくすばらしい取組だと僕は思います。
- 神山会長 貴重なご助言ありがとうございました。ほかの包括では、カスハラで困っているというようなところはないのでしょうか。皆さん豊島区の方々は礼儀正しくて、包括の方に当たるといったことはないですか。
- 豊島区社会福祉事業団の三苦と申します。
- カスタマーハラスメントについては、包括だけでなく特養・ショートステイ等の事業所でも対応が必要であり、次年度からの運営規程・契約書・重要事項説明書の中にもカスタマーハラスメントへの対応を明記するよう作業を進めているところであります。
- 法人として具体的な言動等明記し、こう言う事はカスタマーハラスメントに当たりますと示す事で利用者・ご家族と建設的な関係を築けるように取り組んで参ります。
- ただ、一方で、カスタマーハラスメントという言葉を使い、本来救済すべく障害を持った方や感情コントロールができない方を切り捨ててはいけないとも考えています。本来は、福祉の対象となりうる利用者・クライアントでもありますので、そこをやはりきちんと線引きしていかないといけないと思います。カスタマーハラスメントという言葉で福祉の対象者を何でも切り捨てるといったところはあってはいけないと考えています。それに関しては、これから法人の中でどういうふうに取り組んでいくかというところは、課題に残っていると思います。以上になります。
- 神山会長 ありがとうございます。このカスハラ奨励金というのは、福祉法人でも申請すればいただけるものなんでしょうか。というのは、これからちょっと調べてみて、各法人でも、そういう制度があるので使っていただいて、整備する一助にしていくといいかと思えます。
- あと、やはりいろいろな面で、包括の方だから言えるというか、介護をきっかけに、やっぱり心がほどけてしまって、たがが外れてしまったというような状態も受け入れていながら、そこを支援し、よい方向に持っていくというところも、ソーシャルワークとしての技の一つとなりますので、それは医療職であっても、看護職であっても、リハビリテーションであっても、きっと同じような対人援助をされていると思いますけれども、そこはもう既に今ご指摘いただいたように、それぞれの法人も気をつけていらっしゃるかどうか

と思いますので、引き続きいろいろ工夫しながら、東京都のこういった制度も使って、包括支援センターも取り組んでいく時代になっているかなというところを教えていただきました。ありがとうございます。

○田中委員 ご質問を受けて、今、公募要領見て、いろいろ要件あるんですけど、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業というのが一つあって、だから、大きな会社だと、あまり対象にならないイメージですね。先ほどの社会福祉法人がどうかという話の詳細は、個別に事務局のほうにお問合せください。

○神山会長 貴重な情報ありがとうございます。それぞれの法人で、マニュアルやカスタム対策の方針をつくるときに、こういった制度を利用してみたいというのも一ついい方法かなと思います。そのほかに、何か。

○木村委員 木村です。

検査内容の職員についてというところですが、超過勤務をチェックされたと思うんですけども、大体どれぐらいの時間、残業を皆さんなさっているのでしょうか。

○神山会長 ありがとうございます。それぞれ職員の残業時間という、法人ごとによっても違うかなと思うんですけども。

○木村委員 全体として、たくさんしているのか少ないのかが分からなくて。

○神山会長 高齢者福祉課のほうで、そういったところをチェックされているというようなことはございますでしょうかね。

○事務局 現地に赴いたときに、そういったところも確認をさせていただいたんですけど、やはり包括によってすごい差があるなというのは、個人として感じたところでございました。

○木村委員 ありがとうございます。

あと、もう1点よろしいですか。職員の方の業務と労働時間という観点でちょっとお聞きしたいことがあります。資料2に、周知チーム（ケアマネジャーのお仕事とは）について書いてあって、このチームではルール上「できないこと」があるということを知するという説明がありますが、このルール上「できないこと」というのは、いわゆる法定外業務（シャドウワーク）を指していると思います。包括の中にはケアマネジャーがたしかいらっしゃるので、この問題が関係あるのかないのかに関心があります。3つ質問がありまして、実際にこの法定外業務というものが発生しているのかどうかというのが、知りたい1つ目。

2つ目は、そもそも会社に雇われて働いていらっしゃると思うので、この会社さん、この法定外業務をケアマネジャーの仕事として指示しているのか、禁止しているのか、それとも何も言っていないのか、例えば労働条件通知書に書いてあるのか、就業規則がどうなっているのかとか、ちょっと関心があって、どうしているのかなど。はっきり決めてあげないでやらせていると大変かなというのもありまして。

3点目は、仮に1点目で業務が発生していたら、当然ですけども、労働時間になるは

ずですから、当然賃金も払われているはずであろうと思いますが、この3点、分かればということなんですけど、気になって、ちょっと質問をさせていただきました。

○神山会長 ありがとうございます。ここは2番目の地域包括ケア全体会議の中で。

○木村委員 ちょっと先走って、すみません。

○神山会長 重要な質問事項になってきますので。そちらのほうでまとめて回答させていただくということによろしいでしょうか。

○木村委員 はい。ありがとうございます。分かりました。

○神山会長 大変貴重な質問ではないかと思しますので。後によろしいですか。地域ケア会議のほうで、また情報を共有していきたいと思います。

それでは、この議題1についてはよろしいでしょうか。

(なし)

○神山会長 それでは、次に(2)の地域ケア全体会議の開催について、事務局より説明をお願いいたします。こちらにケアマネジャーの業務についての報告なども入っております。

○事務局 それでは、2番、地域ケア全体会議の開催について、報告を事務局よりさせていただきます。

令和7年度地域ケア推進会議(全体会議)についてです。

年1回の全体会議は、令和8年1月29日、IKE・Biz多目的ホールにて、会場参加44名、オンライン参加10名によるハイブリッド開催で行いました。本日参加されている多くの皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

改めて概要をご説明いたします。資料2と資料2-1になります。

資料2は、今回の全体会議の概要をまとめた資料であり、資料2-1は、会議当日に配布したパワーポイント資料でございます。今回の全体会議における報告の詳細は、資料2-1のほうでご確認をお願いいたします。

まず、資料2-1の2ページ上段にあります、豊島区地域ケア会議体系図をご覧ください。運営協議会と全体会議の関係について説明している図になります。

地域ケア会議は、地域包括ケアシステム構築推進のツールであり、地域包括支援センターは、その要であると位置づけられています。

図の左下をご覧ください。

地域包括支援センター、通称包括が主催する個別のケースの生活課題を検討する地域ケア個別会議がございます。その個別の生活課題から抽出・発見された地域課題の共有や解決を図る地区懇談会が各包括にて開催されます。

図中央下の各包括の専門職が集う包括専門職部会においては、専門職から見えた課題を抽出し、関係機関とのネットワークを生かし、解決に向けて検討していく場にもなっています。

体系図の中央に位置する全体会議に向けた検討会では、区レベルで検討する、課題の

絞り込み・整理等を行い、地域づくり、資源開発、政策形成につなげていくため、地域課題の選定などを行います。

全体会議では、区全体で取り組む地域課題についての検討、報告、意見交換を行い、区レベルの会議体等に提言や報告を行います。以上より、本日の運営協議会でご報告をさせていただきます。

次に、資料2をご覧ください。

令和5年度に地域課題の点数化をした際、令和元年度のテーマである「地域の支え手」が再度上位になりました。そこで、高齢者の生活支援推進員が包括8圏域全域に配置されたこと、支え手の必要性がさらに増している状況から、新たな視点を取り入れて検討してきました。

インフォーマルな支え手については3か年計画で取り組んでおり、5年度は、生活課題を分析することでインフォーマルな支え手のイメージを共有し、6年度は、住民主体の支え手、専門性のある支え手に分かれて検討を深め、今年度は最終年度の報告となりました。

今年度の方向性と目標としまして、住民主体の支え手は、支え手側にどのようなニーズがあるかを分析した結果から、何があれば支え手としてつながるのか、専門性のある支え手は、困り事を改善するため、ケアマネジャーの役割周知と関係機関との連携強化について検討してきました。

次のページにお移りください。

まず、住民主体の支え手についてです。

6年度のセカンドライフ応援講座において、地域活動について興味がある方に連絡を取りましたが、すぐに活動にはつながりませんでした。支え手になる可能性のある方々が活動につながらなかった点について検討しました。検討を進める中で、支え手が情報を自身のタイミングでキャッチする仕組みが必要ではないかと考え、今ある資源の広報の仕方を調査しました。

また、何があれば意欲のある方がつながるのか、次の4つの視点も重要であると考えました。

- 1つ目は、活動に意欲や興味のある登録者やサポーター等へ情報を提供すること。
- 2つ目は、肯定感を高め、やる気が向上するよう、有償の活動、インセンティブがあること。
- 3つ目は、活動への背中を押すきっかけをつくるコーディネート機能があること。
- 4つ目は、モチベーション維持のため、定期的な集まりや仲間づくり、つながりを持つこと。

さらにこれらの情報がまとまったプラットフォームがあると、支え手が自身のタイミングで情報をキャッチし、活動の継続につながるのではないかと考えました。

検討会では、住民主体が支え手という枠組みを、これまでは65歳になった方や若いシ

ニア層に絞って検討してきましたが、実際には人と人とのつながりや、そのネットワークから生まれる小さな支え合いは、既に地域の中に息づいているため、特別な活動をする人だけでなく、ふだん地域で生活していること、存在しているだけで支え手になっているのではと考えました。高齢者の生活支援推進員をはじめ、コミュニティソーシャルワーカーや包括職員など関係者も、住民主体の支え手とは、活動に意欲があり、地域活動をする人だけでなく、地域の中で自然に支え合っている方も含むと意識すること、そして、地域では、小さな支え合いにも目を向け、状況に応じて協働していくことが重要と考えます。一方で、地域活動に意欲、希望のある方に向けた情報発信については、広報、周知方法をブラッシュアップしていくことが必要であるとの結論に至りました。

次のページにお移りください。

専門性のある支え手では、昨年度、ケアマネジャーの課題の分析や、豊島区介護支援専門員連絡会である「としケア」が、実態把握として当該支援に関するアンケートを行い、課題の検討分析を行いました。

ケアマネジャーの役割や業務が正しく理解され、適切な支援の線引きが共有されることで、ケアマネジャーが本来の専門性を発揮しやすい環境が整い、また支援者が守られながら働き続けられることが、結果として、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる力となり、地域で共に支え合う福祉のまちづくりにつながると考えました。

まず、ケアマネジャーの役割について、対象者である介護を必要としているご本人やご家族の方、連携が必要な関係機関に渡せるもの、社会資源やつなぎ先の情報がまとまったものがあるとよいということで、周知と連携、2つのチームで検討を進めました。

周知チームは、ケアマネジャーのお仕事、できること・できないことのチラシを作成し、ケアマネジャーの業務の見える化をすることとし、ケアマネジャーの主な業務や相談できることを明確にし、できること・できないことを具体的に例示し、連携先も記載するように意識しました。

連携チームは、社会資源の情報収集や業務内容を詳しくまとめました。社会資源のシートは、カテゴリーごとに分類し、利用できる社会資源を整理し、ケアマネジャーが情報資源とするだけでなく、高齢者を支えるご家族に対して、どんな支援があるのかを説明する際のツールとして活用できることを意識して作成し、行政各課対応シートについては、関係各課に高齢者に対しての対応可能範囲についての調査を行い、作成しました。

今回作成したケアマネジャーの役割周知チラシは、今後、地区懇談会等、配布対象を広げ、社会資源の連携シートについては、情報の更新を都度行う予定としております。

残された課題としましては、6年度の検討内容から、既存資源の活用のために資源の見える化に焦点を当てて取り組みましたが、頼れる身寄りがいない高齢者、一人暮らし、低所得者、8050問題など、家族に問題がある対象者は、やはり必要な支援を受けづらいということが改めて浮き彫りになりました。今後は、ボランティアの育成や継続のための助成、活動のモチベーションを高めるシステム構築が重要であると考えています。

住民主体の支え手と専門性のある支え手の2つは、一見すると異なるアプローチに思えますが、高齢者が孤立することなく、地域の中で自分らしく生きがいを感じながら暮らし続けられる社会の実現という同じゴールを目指しています。地域に暮らす一人一人の安心につながり、この町で年を重ねてよかったと感じられ、未来を支える力となることを期待し、今後も関係者と力を合わせながら、地域包括ケアがさらに推進されることを望み、雑駁ではございますが、地域ケア推進会議の報告とさせていただきます。

○神山会長 ありがとうございます。

それでは、今質問がありましたケアマネジャーですね。包括支援センターは、主任ケアマネジャーの配置になっているので、こういったはざまの業務に直接関わる機会はそれほど多くはないと伺っておりますが、むしろ介護事業所などに配属されているケアマネジャーの方ですね、それぞれケースを持っていらっしゃるって、家庭に入っている方、こちらの方々が、やはり介護ケアマネジャーの法定業務外というところで、はざまになりやすい方々ということなんです。今ご質問のありました件ですね、業務と労働時間についての兼ね合い、それから、そういった法定外業務をケアマネの所属事業所はどのようにそれを捉えているのか、推奨しているのか、あるいは見て見ぬふりをしているのか、あるいは何か対策を取っているのか、そして3点目は、そういった法定外業務に対して、賃金の支払いはどのようになっているかということなんです。高齢福祉課などでそういったところを把握していらっしゃる場所があれば、まずちょっと全体像を分かる範囲で結構ですので、ちょっと情報提供というか、ご紹介いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長 高齢者福祉課でございます。

ケアマネジャーの方が、一般に言う居宅の事業所のケアマネジャーの方、かなりシャドウワークに関しては従事されている、経験を持っていらっしゃるとか、実際やっているという方は9割を超えているというふうには聞いておりますので、かなりの方がそこかなりの時間をかけているのかなというふうなことは、榎本委員にもいろいろご協力いただきながら、把握に努めているところですが、実際その雇用状況がどうなっているのかというところは、なかなかまだそこまでの把握ができていないというような状況でございます。

また、地域包括支援センターについても、予防のプランを持っているプランナーというところでは、シャドウワークが発生している可能性は大いにあるというふう感じておりますが、なかなか包括というところで、総合相談ですとか、支援の一環の中で、そこが見えにくくなってしまっているのかなというところを、先ほどご意見を伺いながらちょっと感じたところですので、こちらの辺りも、法人の皆様ですとか、包括の状況を伺っていく必要があるかなというふう感じてるところでございます。

○神山会長 ありがとうございます。こういったシャドウワークについても、この地域包括ケア推進会議の中でよく業務を分類しまして、既存のサービスでできる部分については、ここにも紹介されたように、社会資源の一覧だとか、相談先などを一覧にして、ケアマネ

ジャーの方々に提供するなど、できるだけシャドウワークを豊島区の制度として、なくして結びつけるように、工夫はしているところでございます。

では、そういった事業所ごとの考え方ですね、ケアマネジャーのシャドウワークを所属している事業所はどのように捉えているのかということについては、介護支援専門員の委員でいらっしゃる榎本委員のほうから、何か補足の説明をしていただけることがありましたらお願いいたします。

- 榎本委員 介護支援専門員連絡会の榎本です。今回、私、専門性のある支え手のほうにも参加させていただきまして、このケアマネジャーのお仕事とはというチラシをつくっていただいたことと、あと、ハートページという冊子に載せていただいたことが、実は23区でも初めてだったということで、CMATの団体のほうからもちょっと情報提供いただきたいということで、今いろいろと動いているところなんです。昨年度、約2年間かけて法外支援の調査をしてきたところ、やったことのない人がいないぐらいです。会員140名ぐらいいるんですけども、本当に全ての人が法外支援をやっているという状況で、でも、居宅の介護支援専門員だけではなく、包括もすごいのではないかなという、我々は包括のほうからいただいた仕事を一緒にやっているのだから、ときには一緒に法外支援をやらざるを得ない、本当に低所得者とかですね、そういった方たちの、お金がない方に対してどうしたらいいのかというところを考えていくと、やはりやらざるを得ないという状況です。

私の場合は、豊島区以外にも、ほかの区でもケアマネをやっているのだから、その違いで言うと、他区に行くと、法外支援をやらなくて済む。要は有料サービスを行政がサービスでカバーしてくれているので、本当に通院介助であるとか、そういうお部屋の掃除とかを行政がお金を一部負担して、ヘルパーさんの事業所にやってもらうことがあるので、我々が動くことが全くないんですね。なので、そういったところで言うと、豊島区にも財政がいろいろとあるので、すぐにやってほしいということではないんですが、会としては、そういった取組をしていただきたいかないかなということは要望として挙げていきたいんですけど、こういうやっぱり法外支援をやっていくことによって、ケアマネジャーの数も減っているという事実、包括も何か所か私はお付き合いあるんですけど、やっぱり包括もかなり大変だし、そういった意味では、介護を支えていく担い手がいなくなっていくのではないかなという、そういったような危機感的なものを持っております。

- 神山会長 所属組織もやはり推奨はしないけれども、やむを得ないという感じなんではないかな、現状の中では。

- 榎本委員 推奨はしていないです。でも、実際にそれをやらなければ、誰もやる人がいないので、もうやらざるを得ない状況ですね。やっぱり地域住民の方からも、何とかしてくれ、片付けてくれと言われれば、やっぱり毎日通っている我々がやるしかなかったりだとか、そういったところがあるので、本当は推奨はしていないです。やらないでほしい、残業もしないで帰ってほしいというのが希望であって、私も事業所の経営を少し半分やって

いるので、その分残業代出せないから早く帰ってねと言うことぐらいしか。ただ、日々事業所内でも、そういうものに関しては検討会をしているので、極力やらないような形で、みんなで協力し合ってフォローしているような状況であります。以上です。

○神山会長 身寄りのない高齢者とか、あるいは家族関係が険悪、あるいはいらっしやらないという中で、この社会資源シートも今日の資料に添付されていますけれども、様々な制度が公的なサービスとしてもあるわけです。けれど、そのためには手続をしたりとか、申請をしたりということがついてくるわけですね。その部分もやはりとても空白なところで、家族がいれば家族がやる、あるいは家族もこれはケアマネがやってくれるから私たちはいいんだと思わずに、その部分は家族がやるというような、教育といいますか、情報周知というの、これから人材育成の部分では、また必要なところかなと思っております。なかなか家族の方にコンタクトを取るのは大変なんじゃないかな。

○榎本委員 そうですね。でも、そんなに難しくはないんですけど、ケアマネジャーとか、多分、包括の方もそうだと思うんですけども、何でもやってくれるみたいな感じになってきてはいるので、今回こういった、行政がこういうものをみんなでつくって出せたということは、我々の仕事はこういう仕事ですということが公的なもので出せるというのは、すごく効力的に大きいかなと。私も最近入った新規の方にはもう見せています。「これ以外やりません、できません」と言うこと。「ああ、そうなんですね、分かりました。ちょっとイメージ違ったんですけど」「でも、これしかできませんから」と言って、初めから諦めてもらっている。なので、多分今すぐ効果が出るとは分からないんですけども、今後のことを考えていくと、かなり大きな影響は出てくるのではないかなというふうに思いました。

○神山会長 そうですね。介護保険制度が始まって25年たちまして、ケアマネジャーの方もとても優秀で、よくやってくださっているわけですが、逆にそれで家族の方が、もう私たちはやらなくてもいいんだと思っていたとしたら、それは訂正しなくてはいけないところですね。こういった社会資源一覧、これも市町村によって違いますので、豊島区には豊島区、杉並区には杉並区というような地域差がありますので、こういうことを各行政でも整備していただくと、事業所に所属するケアマネジャーの方も、少し仕事がやりやすくなっていくところかなと思います。また家族も任せっ放しではなくて、こういった手続のところは、ぜひ親御さんに連絡を取って、むしろあんまり今まで連絡取らなかったけれども、これを機会に少し入っていくというようなことで、家族の方もやっぱり任せきりにしないということは大事なことかなと思います。貴重なご質問ありがとうございました。

そのほか、今この地域ケア全体会議について、何かご質問とかがありましたら。いかがでしょうか。

○田中委員 先ほど、低所得の人たちだからこそ、法外であってもやらざるを得ないという、悲しいというか、結局、でもそれで残業代を出せば事業者の負担となって、民間は結

局、日々組織を運営しないといけないという側面もあると思うので、だからこそ、自治体であったり区とかがそういうようなところを補填するとか、そういうような仕組みづくりができれば、もっとよりよい豊島区になるのではないかなと純粋に思った次第です。

○神山会長 ありがとうございます。そこが自助、互助、共助という中で、もちろん公的な支援をより手厚くというのは前提ではあるんですけども、そうかといって、それに頼り切りになると、また介護保険料が上がる、税金が上がるというところともリンクしてくるのが、もうこの25年間の中での結果ですので、そこをどうやって自助や互助と分かち合いながらケアを進めていくのかというのは、きっとこれからも引き続き取り組む課題の一つではないかと思います。

まずは自分の親のために、あるいは自分のために、自助、互助とのバランスをどう取って、うまく共助、公助を使うかというところは、それぞれ自分の親のために、自分のために工夫していくところかと思います。そうしないと、ケアマネジャーにも限りがあるし、介護福祉士にも限りがあるし、在宅医療、看護にも限りがあります。そうすると、お金のある人しか使えなくなるというのは、もう本末転倒ですので、今後、包括ケアをどう地域の中で維持して育てていくのかというのは、まさに一人一人の問題になってくるのではないかと思います。

そのほか何かご意見よろしいでしょうかね。

ちょっと私から1つですけれども、今、7年度まで、地域の課題について各地域ケア会議で取り組んできたわけですが、今後どうしていくのかというところをちょっとお聞きしたいなと思います。

今、一応全体の課題に対しての取組は済んだのですけれども、例えばこの社会資源のマップシートを、これからどう維持しながら、どうやって使っていくんだろうとか、あるいはそれ以外のテーマだとか、来年度の予定だとかというようなところを、各包括からのご意見をいただきたいなと思います。各包括から、この地域ケア会議の結果をこれからどう生かしていくのか、あるいは何か新しいテーマ、来年度の取組などについてありましたら、また少し補足をお願いしたいと思います。

では、菊かおる園からよろしいでしょうか。

○菊かおる園高齢者総合相談センター 菊かおる園の長谷川です。

今年度のこのケアマネジャーのお仕事とはというチラシは、先ほどもお話あったように、早速窓口のほうで活用させていただいております。新規申請に來られて、ケアマネさんの仕事とはこういうものなんですよというときに、説明するとき大変有用かと思っ、今後も活用していきます。

また、ケア倶楽部にも公開されました、この社会資源のほうについては、ケアマネさんのほうにどれくらい広まっているかは分からないですけども、今後地域の事業所さんたちに周知していければと思います。

また、次年度の地域課題等については、今ちょうど年度末で、いろいろな今年度の集計

や、あと会議でも職員みんなに聞いているところです。今年度のセンターでの地域ケア個別会議や自立支援地域ケア会議で取り上げた事例から見て、こういった地域課題の種があったかなというのを集計しております、家族関係や経済のこと、精神疾患といった課題を抱えるケースが、今年度は菊かおる園高齢者総合相談事務センターでは多く取り上げたなというところで、次年度の相談援助のスキルアップ等のテーマにしたり、研修受講などに反映していきたいと思っております。

また、職員会議でも、やはり今年度の業務を通じて職員の感じた地域課題について、ブレインストーミングのような形でこの間みんなに挙げてもらいましたが、かなり幾つか出ていまして、例えば、認知症、認知機能の低下などで、包括が気にかけている方について、イベント等に連れ出して送り出す人がいない、そういった担い手が欲しいですとか、認知症の方を地域でサポートすることの理解がまだ足りていないと感じる、認知症の方の居場所づくりが、依然として、まだ地域の課題、ほかにもいろんな課題が出たんですけど、そういったいろんな課題、今年度の事業を通して、職員が感じた地域課題などを今幅広く出してもらって、次年度の事業計画や、また地区懇のテーマをこの中から絞っていくという段階のところでは。

以上、ご報告です。

○神山会長 ありがとうございます。大変重要な課題ですね。認知症とともに生きるまちづくりというところでは。

それでは、次、東部包括の方、お願いします。

○東部高齢者総合相談センター 東部包括の天野です。

うちのほうも今年度行った地区懇談会の内容は、災害についてということで、今、豊島区のほうで取り組んでいただいているような災害の最新の情報ですとか、そういったものを災害対策の課長にご講演いただきながら、地域課題としてこういう課題があるのというところを抽出を行ったというところがございます。

次年度に関しても、その災害についてもさらに課題としては、女性の方の避難のことですとか、いろいろ防災士さんのお話を伺って、もう少し詰めていってもいいのかなというふうにも思っておりますし、また職員にも案を出してもらいながらやっていきたいのと、あと、認知症の方の支援というのが、やはり早期発見から支援につなげていく、ところがなかなかつながらない方、8050とかもかんだり、虐待のケースもかんだり複雑なケースが多いので、そういったところをケアマネからもご相談いただいたりしておりますので、そちらのほうも気になる点としてはございます。

なので、その2つの課題を、今後も東部としてはやっていきたいと思っております。一応傾向と今後の方針はそのように感じ、対応していきたいと思っております。

以上です。

○神山会長 ありがとうございます。災害支援も大きなテーマの一つですね。

それでは、アトリエ村の方、お願いいたします。

○アトリエ村高齢者総合相談センター アトリエ村包括の鈴木でございます。

アトリエ村でも、地区懇談会では、今年度につきましては、終活ノートの作成ということに参加者の方に知っていただくと。対象者としては事業所の方になるんですけども、そこを選んだのも、独居の方がやはり多いので、そういった対応にプラスになればなと開催したところですよ。

南長崎につきましては、20%を超えているところが、町会で5つあるうち2か所、長崎地区においては、6町会あるうちの全てが20%を超えているといったようなことで、高齢化率の違いというところも、私たち包括の捉えるべき特色というのか、把握すべき土台じゃないかなというところかと思っています。

そういったところも踏まえながら、次年度も、地区懇談会はもちろんですけども、地域のケアマネジャーの方にも、いろいろと学びの場ということも提供していくところですので、また、こちらからもそういったことを発信しながら進めてまいりたいなと思っています。

以上になります。

○神山会長 ありがとうございます。

それでは、ふくろうの杜の方、お願いします。

○ふくろうの杜高齢者総合相談センター ふくろうの杜の大井川です。

ふくろうの杜では、今年度地区懇談会としては、地域のサロンのコーディネーターさんをお声がけして、地域のサロン紹介と、あと、その中で地域の課題について話し合う場を持ったのと、防災について懇談会を開催しております。地域課題としては、どこの地域もだと思んですけど、特殊詐欺被害が多くて、かなり高額な詐欺被害に遭われている方ですとか、あとリースバックの詐欺被害に遭われたりという方がいらっしまったので、多職種連携の会でそちらをテーマに会議を開催しております。

○神山会長 ありがとうございます。それでは中央包括の方、お願いします。

○中央高齢者総合相談センター 中央包括は、先ほどの地域ケア会議の流れのほうで申し上げると、住民主体の担い手のところで、少し展開を考えております。

もともと中央では個別のケースで、成功事例みたいなものを広げていこうという動きをしているんですけども、例えば、白血病で要介護3の方が、症状改善して要支援になりましたとあって、中央包括のほうに支援のご依頼をいただいたケース、この方、リハビリ一生懸命頑張っていて、介護保険制度を卒業されたんですね。普通ここで卒業して、ああ、よかった、よかったという話なんですけど、この方を担当していた職員が、この方の特技というのか、もともと声楽のかなり本格的な本業みたいな方だったようで、そういった方がいるんだよということを見守り支援担当に告げ、2層と連携して、その方を中心としたミニコンサートを開催したんですね。その方は、やはり地域にお世話になった、自分がここまで元気になれたのは地域のおかげだという恩返しのつもりでやってくださったんですけども、そういったようなところで、今後も関わってくださるというふうにおっしゃ

っているのです、そういった地域の担い手を一つ一つ丁寧に拾っていきながら、地域の彩りというか、単に高齢者のサロン活動が運動とかカラオケとか、そういったような画一的なものではなくて、彩りを添えられた活動に参加できるようなものをつくっていったらなというふうに思っています。

以上です。

○神山会長 分かりました。ありがとうございます。支援される側からする側になるという転換も、共生社会の理念の一つですね。

それでは、いけよんの郷の方、お願いします。

○いけよんの郷高齢者総合相談センター いけよんの郷、平田です。

まず全体会議の件ですけれども、先ほど長谷川センター長がおっしゃっていましたが、この参考資料の4、介護支援専門員のお仕事とはというチラシ、こちら包括で活用させていただいております。介護保険を初めて使われる新規の申請の方がいらっしゃるのが包括支援センターですので、皆さん初めて使われるので、非常に誤解も多いです。なので、最初に相談したところで、ケアマネジャーさんはこういうお仕事ですよ、こういうことはできないですよとお伝えすることが非常に重要かなと思っておりますので、引き続き活用していきたいと思っております。

地区懇談会では消費者被害について、前年度とテーマは同じですが、ちょっと内容を変えながら行いました。それとは別で、住民向けの認知症の講座で、認知症と食事ということテーマに行ったところ、テーマが分かりやすいと、皆さん興味を持って来てくださる、テーマを何にするのか、その中でいかに皆さんが興味を持って聞いていただけるのか、皆さんも意見も出しやすくなるのかということちょっと意識して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○神山会長 ありがとうございます。

それでは、医師会包括の方、お願いします。

○豊島区医師会高齢者総合相談センター 医師会包括です。まず、全体会に関しては、今いろいろな包括からご意見が出ていたように、目に見えるこの資料とか、ケアマネジャーのお仕事はというチラシが作成されたということで、分かりやすい成果が出たなということで、すごくよかったと思っております。数年がかりでやってきたことが、今年度で一段落したということで、来年度以降については、高齢者福祉課のほうで、多分、各包括で来年度取り上げてもらいたいテーマというのを今集約されているとは思いますが、医師会圏域というか、医師会包括の中で、我々の中の地域課題にもつながることなんですけど、こういったものが検討されるといいよねというふうな話が出ているのは、1つは、やっぱり外出支援、独居の方が多いいというのもお話は出てましたが、独居の方もですし、家族はいても日中独居という形で、外に出たい気持ちはあるけれども、ちょっと1人ではなかなか行けないという方を、ちょっと誰かが付き添ってくれば出たいというお気

持ちの方が多いので、そういった支援があるといいなということと、あともう1つは、結構依頼が多いのが、話し相手になってくれる人がいるといいと、そういうのはないんですかというようなお問合せが、結構ご家族の方なり本人から出るんですけど、一応現状ボランティアというのは、団体はあるんですけど、今やっぱり活動されている方がそんなに多くないようで、新規での依頼はちょっと今受けられない状況というふうにご回答いただいていることはあるので、その辺をもう少し拡充してやっていけるといいのかなというふうな意見が出ております。

以上です。

○神山会長 それでは、西部包括の方、お願いします。

○西部高齢者総合相談センター 西部包括の高橋です。

全体会については皆様同様で、チラシや、シートは活用させていただいています。

私どもの今年度の地区懇談会は、全体では「消費者被害を防ぐため」ということで、消費者センターの方に講義していただきました。ケアマネ地区懇談会では、「豊島区における地域福祉権利擁護事業成年後見制度について」、サポートとしまの方に来ていただき、グループワークをしております。見守りのアウトリーチ連絡会では、独居高齢者という形で、民生委員さんに向けて、新任の民生委員さんがたくさんいらっしゃったものですから、その方たちと一緒にグループワークをしております。

やはり圏域内でも、通いの場が少ないかなというところで、今年度は、通所C卒業後の通いの場として、合唱サロンが11月から立ち上がりました。あと、団地の中にサロンや誰でも食堂が立ち上がったときに、一緒に関わらせていただいています。そちらの地域は、今度は買物に行く場所がなくなったり、また新たな問題も起きています。親族がいても高齢であったり、8050問題で、キーパーソンになり得ない認知症のご家族がいるというケースなどがあり、成年後見につなげるとしても、決定するまでにとても業務負担が多いケースもあります。

それらも含めながら、来年度は認知症支援講座を開催することになっているので、「お金と認知症」みたいな形でできたらいいのかなということを考えております。

○神山会長 ありがとうございます。

今回、地域ケア会議で出された課題を引き続き取り組み、あるいは特殊詐欺だとか、あるいは精神疾患など、また新たな課題に取り組む部分もあるかと思っておりますので、ぜひここまで積み上げた地域ケア会議、また来年からも新しいスタートを切っていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次、(3) 東部高齢者総合相談センター（こまごめ相談室）の現状について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3をお取り出しください。

東部高齢者総合相談センター（こまごめ相談室）の相談の状況について、ご報告させていただきます。

表面ですけれども、こちらに、こまごめ相談室というのは、東部高齢者総合相談センターの圏域が、南大塚、巣鴨、駒込という地理的に広い地域を担当しているということと、また、あと急坂があるといった地理的な要件がございましたので、区民の方の利便性を高めることを目的に、今年度の4月、昨年の令和7年4月より設置をしているところでございます。

開設日時は記載のとおりで、開設場所は、駒込2丁目にあります都営住宅の複合施設になります、区民ひろば駒込の中に設置をさせていただいているところです。

裏面をご覧ください。

相談件数でございます。こちら今、東部高齢者総合相談センターは、1月までで6,407件のご相談があるうちの、内数になりますけれども、911件がこまごめ相談室ということで、約15%を占めている状況でございます。

特徴としましては、隣にございます主たる相談者というところで、ご本人とご家族というところが大半を占めるといったところでございます。ほかの包括も含めて、東部全体の傾向と大きく変わりませんで、本人、ご家族のほか、ケアマネジャー、関係機関からのご相談というのがほぼ同じような割合で寄せられるところなんですけど、こまごめ相談室に関しましては、やはりご本人、ご家族といったところが多いといったところが特徴かというふうに考えてございます。

また、駒込の地域内での相談件数につきましても、下の表に示しておりますが、駒込5丁目が極端に少ないというところがございますけれども、駒込5丁目は、そもそもが染井霊園のあるところで、高齢者の方も20数名しか住んでいないといった地域でございますので、こういった数字になっているといったところです。

また、相談件数、ほぼ高齢者人口に比例しているかなと思いますが、駒込4丁目に関しましては、巣鴨駅の最寄りというところもございますので、若干少ないかなといったところでございますが、記載のような状況でございます。

雑駁ですが、報告は以上です。

○神山会長 ありがとうございます。

この件につきまして、何かご質問などはいかがでしょう。

ちょっと東部包括の天野センター長に1つ伺いたいんですが、このこまごめ相談室をつくったことによって、利用者や家族の方からの反応はどんな声を聞かれているでしょうか。ちょっとご紹介いただけますでしょうか。

○東部高齢者総合相談センター こまごめ相談室は今2名体制ということで、一応固定で職員を配置して対応しております。その職員から聞いている内容ですとか、あと簡単なアンケート内容からは、自分が行ける距離にできたということをお喜びいただいている声もいただいています。

ただ、一部、区民ひろば駒込内に設置しておりますので、やはりその入り口に到達するまで、坂を下りていただいたり、あと階段をちょっと下りていただいたりというところが

ございまして、それに対して、ちょっとなかなか行くのが大変であるというお言葉もいただいております。

やはり駅からは、駒込駅の隣の立地なので、非常に便はいいんですけども、先ほどお話があったとおり、坂がございまして、その坂の下というのが、6丁目、7丁目になります。7丁目が西ヶ原方面、北区のほうに、区境のほうに広がっている地域になりますので、そこからのご来所が非常に厳しいと。その隣が6丁目なんですけれども、比較的坂下であっても、高齢者の人口的には、6丁目、7丁目はそれほど大きく差はないのかなと思うんですけども、6丁目のほうは、6丁目は同じような立地なので、来るのがちょっと大変であるというところ。あと、3丁目、2丁目、1丁目というのが、比較的センターのこまごめ相談室が近い立地になっておりまして、坂があまりない地域なので、相談も来る方が多いというふうになっております。

やはりセンターから近いところと、あと立地の問題というところで、相談者の総数的には、そういった形でちょっと分類ができるのかなというふうに思います。なので、その立地を今後どうしていくのかというところは、課題としては残ってはいると思うんですけども、その場所で我々も仕事させていただいて、2名体制なので、少し外に出るのが難しいんですね。緊急時にすぐ出られるかというところ、1人待機させて外に出るというふうに、来年度は方針も変えていこうかなと思っているんですが、ただ、3人体制に入るような人員的なスペースがないことで、なかなかローテーションで、うちの南大塚の本体から職員が行って、その職員を配置して、3人でシフトを組んで回すというところが、ちょっとまだまだできないような状況がありますので、今1年かけてNPO様とも信頼関係を築かせていただいたと思っておりますので、その辺をもっともっと区民の方に奉仕できるように、そういった体制もつくり上げていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○神山会長 ありがとうございます。また令和8年度もより発展されて、住民の方々の利便性が高まることを願っております。

それでは、次に（4）令和8年度新規拡充事業について、事務局よりご説明ください。

○事務局 それでは、資料4をお取り出しください。

まだ実は議会で予算審議中ですので（案）となつてございますけれども、令和8年度の新規拡充事業についてご報告をさせていただきます。

これが全てというわけではないんですが、各高齢者に関する、区民の方に直接関係をするところをピックアップさせていただいております。

まず最初に、高齢者の見守り支援体制の強化でございますが、こちら昨年度補正予算で、3人目の見守り支援の職員を配置できるという予算を取ってございますけれども、それを新年度も継続していくといったものでございます。

続いて、移動支援事業ということで、リフト付きタクシーの運行事業ということで、障害や高齢により、車椅子等を利用しなければならない方の移動手段として、リフト付きタ

クシーを借り上げまして、移動支援事業を開始いたします。区としましては、予約料金、迎車料金、その他、基本介助料及びメーター料金の2割分を負担するという形で、利用者負担を軽減するといったものになってございます。

3番目、選択的サービス、入浴デイサービスの拡充でございます。現在、池袋敬心苑さんの方に委託をしております要支援の方、また事業対象者の方を対象といたしました、入浴に特化したデイサービスでございますけれども、現在、区の東側を対象に実施しておりますが、これを区内全域に拡充をいたします。実施施設も区内の1施設から3施設へ拡充をするといったものでございます。

また、高齢者のエアコン設置助成事業、こちらについては、今年度に引き続き、来年度も実施をまいります。

また、5番目が区民提案事業になりまして、ケアする人がケアされる時間といった事業が開始いたします。いわゆるケアをする場合は、支える側の方たちが悩みを共有したりできる語りの場を開催いたしまして、参加する方にはその時間に保険外サービスの一部助成を通じまして、一時的に介護の負担から離れて過ごす時間を提供するといったものでございます。

6番目は、高齢者のスマートフォン購入費助成事業でございます。現在も実施をしておりますけれども、スマートフォンを持っていない方、また、著しく古いスマートフォンからの買い換えを行う方に対しまして、1人当たり最大3万円を助成するといったものでございます。こちらは東京アプリが利用できるようにといったところで、東京都の事業を活用してまいります。

7番目です。介護支援専門員法定研修費用の助成でございます。こちらは介護支援専門員の法定研修の費用につきまして、事業者負担分及び自己負担分をなくすことを目的としまして、東京都も助成事業でございますけれども、その不足分について、区が費用助成を行うものでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明は以上です。

○神山会長 ありがとうございます。

今の説明について、何か質問ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○本島委員 ありがとうございます。いろんなものが動き始めるんだなというのを、これ一覽で見させていただきました。

2つちょっとご質問というか教えていただきたいんですけど、1つは高齢者のスマートフォンを購入ということで、なかなかこれはいいことではあるんですが、高齢者の方は、デバイスを渡されても、正直それをどうしたらいいかというのが本当に分からなくて、もうそのデバイスが使えない状況で、包括とか、あとは2層コーディネーターとか、スマートフォン教室とか相談会とかやっているところにお邪魔すると、やはりどう開けていいか、開けるところから分からないということが結構起きている気がします。デバイスだけ

渡して、それも大事なことなんですけど、その後のフォローをどうされているのかなというのを聞きしたいのが1つあります。

あと、5番目の区民提案で、ケアする人がケアされる時間というのは、これはとても大事なかなと。先ほどの4番目のところで、いろいろな包括ケア推進会議とか、いろいろなところで人がどう動いていくか、あとボランティアの方を募ったりというところにも関係するのかなとは思いますが、やはりボランティアをする人が正直少なくなっているというふうな印象を、とてもいろいろなところを回らせていただいたときに思っております。やっぱり60を超えて、以前は定年で、それで何かをしようという方が、60を超えてもお仕事をされている、元気な人はお仕事をされている。でも、いざ弱ったときには、ちょっと誰も手を貸してもらえないという状況もあって、若いうちから何かそういったところに興味を持っていただくようなシステムづくりというのも大事なのかなというふうに思って、先ほど中央包括様のほうから、成功事例を広げていくというお話もありまして、やはり1回落ちた方でも、包括支援センターは結構高齢者の方を重点的にやっていらっしゃいますので、そういった方々が、ちょっと落ちたとしても、やりがいとかそういうものを感じた場合には、結構頑張って元気になっていただいて、その元気をほかの方に伝えていただけるということをまじまじと見ている場面もあります。そういったところと、あと、その方々をケアする方が、どういうふうな予算構成になっているかは分からないんですけど、例えばそこに専門家が入る、看護師がちょっとお話を聞くときに、ちょっとそこに行ったりすると、またそこで話しをするというような。これ、以前にグリーンケアというのを豊島区看護師会のほうで開催させていただいて、その後にプレでカフェをちょっとやったんですね。そのときに集まった方々から、そんなに知らない人同士で話すのもいいんだけど、ちょっと専門家がいてもらえるとすごく心強いというお話もありましたので、そういったところで看護師会とかもご活用いただけるといいのかなと思ひまして、質問の1つは高齢者の方へのスマートフォンを渡した後のどういうのかということと、あと5番目に関して、区が考えている方向性というのを教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○神山会長 では、スマホ教室についてお願いします。

○高齢者福祉課長 スマートフォン、この購入費助成を使うに当たっては、各キャリアの販売店で購入していただくことになっているんですけども、一応簡単な操作説明というか、スマートフォンの教室というものを受講していただくということが、まず使えるようになっていただくというのがまず条件になっていて、そのことも東京都のほうで各キャリアのほうと協定を結んで、そういった対応をしてくださいと。あと、また詐欺被害ですとか、そういったものについても説明をしてくださいとというようなことになっています。

ただ、それだけでは、そのとき聞いたけれどもということになるのは想定ができますので、各区民ひろばですとか、そういったところを使って、これも東京都事業を活用してになりますけれども、スマートフォン教室をやっていきたいというふうに考えておりまし

て、今、そちらは日程など調整中でございます。

○神山会長 それでは、ケアする人がケアされる時間について、福祉総務課のほうからお願いいたします。

○福祉総務課長 福祉総務課長の小林です。

先ほどご質問ございましたが、これは区民提案ということで、お話のとおり、ケアラーに対する支援をどうするかというのは、区としてはこれまで具体的な施策は特に持っておりませんでしたので、今回はこの区民提案を受けて取り組むこととなります。

基本的に、対象者につきましては、いわゆるふだんご自宅でご自分のご家族をケアする方たちを対象にしております、また一部事業者の方につきましても、一緒にその区民の方がケアしているといった、そのグループに入っていたらこうと思っていますので、お声がけはしていきたいと思っております。

内容としましては、ご指摘いただきましたとおり、ケアする人たちを一堂に会して集めますが、それぞれの属性があるかと思えます。高齢者のケアであったり、障害者のケア、あるいは障害児、ケア児とかですね、難病の方という方がいらっしゃると思いますが、それを行うに当たっては、それぞれの属性のグループごとに、ケアする方たちの集まる場をつくりたいと思っております。最初に皆さんお集まりになってグループ構成を一応する想定ですけども、まず全体としては、まずそのケアラーと言われている方たちに対する今の現状を、例えばカウンセラーの方をちょっとこちらのほうでご用意して、一般的なそういったお話を差し上げるといったところから、それぞれのグループでご自分の悩みを、抱えている悩みを吐き出さしていただくような時間を設けたいと思っております。

事業構成として、ほぼ予算を組んでいる大半が、いわゆる介護保険とか、いわゆる障害保険、障害者の保険ありますが、保険外サービスを使っていたらこうということで、その分の助成を少しお金を積んでございます。ですので、ケアする方がこの事業に参加する際には、当然ご自分がない間にケアする人がいないと困りますので、その方を探していただいた後、その方に対する費用助成を一応考えていくといったことで進めてまいりたいと思っております。

先ほど看護師会のお話等いただきましたが、冒頭申し上げましたとおり、事業が本当に新しい事業で、手探りの部分がありますので、ぜひともこういったところでの情報提供をさせていただきながら、一緒にできるところはぜひ一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○神山会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、もう一つ、ご質問をお願いします。

○田中委員 さっきのケアする人がケアする時間という話なんですけれども、認知症介護者の会のボランティアに参加しているんですけれども、これ、当然属性が違うというのは重々承知しているんですが、このケアする側・支える側の人たちが、自身の置かれている状況や悩みを共有し、疲弊感や孤独感を解消する「語りの場」を開催してとあるんです

が、これはまさしく介護者の会がやっていることそのままだと思うんですけども、その辺りのすみ分けというか、介護者の会自体は、高齢者福祉課と、もう間違いなく連携してやっているボランティア団体だと思うんですけど、そこのすみ分けとかはどのように認識されているのか教えていただけると、ちょっと聞きたいなと思ひまして。お願いします。

○福祉総務課長 今お話しいただきました部分につきましては、実は具体的にそういった会があるとか、そういった取組をしているかというところの話を我々のほうが把握しているわけではなくて、恐らく提案されている方につきましては、少なからず介護に関わっている方で、その方がその周りの状況を見て、ぜひ区としてこんな取組をしてみませんかといった、そんな視点だと思っています。

ですので、実際に行われている、そういった既存として行われるような仕組みがあるとするれば、そういったところのすみ分けについては、実際にその活動の内容を確認しながら、すみ分けるところはすみ分けをしたいと思っておりますけど、いわゆる在宅の方たちが、どれだけそのケアをされている方かということもなかなか把握できておりませんので、今回参加される方とのご意見も含めながら、今ご指摘いただきました、そういったものを利用しているとか、あるいは区にはそういった、ほかにもこんなものがあるんだということであれば、そういったことの情報も得るような場にしていきたいと思ひてございます。

○神山会長 よろしいでしょうか。また、ケアラー同士の出会いの場として、また新しいサービスにつなげていく、あるいは既存のサービスにつなげていく機会にするというような役割もあるかと思ひます。ありがとうございます。

それでは、(5) 指定介護予防支援事業所の指定更新について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料5は、包括支援グループより説明させていただきます。

資料5、指定介護予防支援事業所の指定更新についてでございます。

根拠法令は介護保険法の第70条の2により、6年ごとの更新が必要という旨、定められておりますので、こちらに基づいて更新をしていくというものでございます。

対象事業所は、令和8年3月31日で指定の期間が満了となります東部、中央、西部の3つの事業所について、指定の更新手続を行いました。

下の米印に書かせていただきました菊かおる園、アトリエ村、ふくろうの杜、豊島区医師会、いけよんの郷の5つにつきましては、令和12年3月31日まで指定期間の有効期間がございましたので、今回特段手続は行いません。

既に対象の3事業所からは書類の提出が済んでおり、今月更新の通知を送付いたしました。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○神山会長 それでは、ただいまの説明について何かご質問ありますでしょうか。よろしい

でしょうか。もう既に伝統ある包括支援センターですので、ご質問がなければ、今回は案件は承認ということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○神山会長 ありがとうございます。

それでは、(6)です。令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認について、追加分を事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 包括支援グループより、令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認についてご説明いたします。

資料6-1をご覧ください。

法令に基づき、資料6-1、項番2でお示しております豊島区指定介護予防支援業務の委託要件に沿って確認をいたしました。

承認対象事業所の追加分ですが、資料6-2にお示した区外6事業所となります。

全ての事業所が新規事業所であるため、運営状況、レーダーチャートは、翌年度以降となります。

承認対象の全事業所について、委託している担当の地域包括支援センターに聞き取りを実施し、適切にケアプランが作成され、内容が妥当であり、包括の連携においても良好であることを確認できております。

ご報告は以上となります。事業の承認につきまして、ご了承をお願いいたします。

○神山会長 ありがとうございます。

ただいまの説明で、何かご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、今回の案件は、ご承認ということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○神山会長 ありがとうございます。

それでは、皆様、最後に(7)その他として、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○神山会長 特になければ、議事は全て終了になります。

次回について、事務局から説明をお願いいたします。

○高齢者福祉課長 それでは、本日は活発なご議論ありがとうございました。次回につきましては、来年度7月頃を第1回として開催を予定してございます。

また、委員の皆様につきましては、2年間の任期ということで、本年3月をもちまして、一旦の期限ということになってございますので、できましたら一言ずつご挨拶いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○神山会長 それでは1分ぐらいで。

○高齢者福祉課長 そうですね、ちょっと時間押しております、本当に一言になってしまったと思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

高橋委員からお願いいたします。

- 高橋委員 皆さん、お疲れさまでした。社会福祉士の高橋といたします。よろしくお願いいたします。

この2年間お疲れさまでした。また引き続きよろしくお願いいたします。

- 本島委員 着座のままで失礼します。看護師の本島安純と申します。

包括の方々とは、結構場所によるんですが、いろいろお力を借りたりとかしておまして、身近な存在に感じている中で、この会議に出させていただいて、物すごくご苦勞されているなというのがよく分かりました、目にも見ることができました。その中で、自分たちがどうできるかということを考えるきっかけにさせていただき、また何か横の連携というものが大切だと思いますので、そちらは今後ともさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

- 榎本委員 連絡会の榎本です。

2年間ありがとうございました。私、ケアマネの立場としては、非常に言いにくい状況なんですが、包括がいろんな仕事をやっているということが分かったということはすごく勉強になったなと思っておりますし、連絡会の中でも、運営委員会とか全体会があるので、その場でもみんなに報告していきたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

- 千葉委員 弁護士の千葉と申します。

2年間ありがとうございました。こういった会議に参加させていただくのは初めてなので、本当にいろんなことが勉強になって、大変すごく参加してよかったなと思いました。

1個、もし来年も参加できるのであれば、してみたいなと思っているのは、紙での議論ではなくて、現場でやっぱり皆さんが働かれているところを見たほうが、何かよりこういうところで働かれているんだとか、こういうことを実際しているんだというのが分かるので、ちょっと何か出張で見に行けたりすると、すごくありがたいなと思います。

- 木村委員 木村です。

2年間ありがとうございました。特にはないので、お世話になりました。ありがとうございました。

- 田中委員 区民公募で参加させていただきました田中と申します。

先ほどの発言でも申し上げたとおり、本業が行政書士事務所を運営している中で、やっぱり豊島区というこの地をよりよくしたいなという気持ちはすごくあって、そうした中で、こうして包括の皆様と意見交換ができたとか、私の知見も大分広がったような気がしますし、また機会があれば、また手を挙げさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 高齢者福祉課長 土屋副会長、お願いいたします。

- 土屋委員 土屋です。

いろいろどうもありがとうございました。今回はケアマネさんのシャドウワークという

ところに光が当たってよかったなと思います。ただこれだけだと解決しないところはまだいっぱいあると思うので、これからいろんな課題解決ができればいいかなと思っています。区民だけではなくて、医療機関の人たちもケアマネさんの仕事をよく分かっていないこともあると思うので、ぜひ医療機関にもチラシを配って、患者さんへの説明に使ってほしいと思いました。

これ以外にも現場ではいろんな課題があって、今日話のあった人材のこととかカスハラのこととか、多くの課題が次々出てくると思います。そういったことに対し、新規拡充事業という形でいろいろやってくださいましたけど、これからも次々出てくる課題をどんどん解決していけるようになってくるといいなと思います。連携とか、情報共有というところのテーマであったり、先ほどの中央包括のよい事例を、どうみんなに知っていただくかというようなところも重要なことだと思います。そういったことが課題解決につながると、これからもっとよくなってくるとかなというふうに感じています。

○神山会長 皆様、ちょうど2時間になりました。長時間ご参加いただきまして、ありがとうございます。

この包括支援センター運営協議会は、できるだけ形式的にならず、皆さんで率直な意見交換ができて、そして現場のご苦勞を私たちも分かち合い、そしてその課題のためにどう取り組んでいくのかということと共に考える場となればと思っております。

幸い、豊島区の高齢者福祉課をはじめ、行政部門も現場を第一に考えながら、利用者や家族のための包括ケアというところを常に考えてくださっています。向かう目標は同じですので、それぞれの所属組織の特徴を生かしながら、この審議会の運営協議会の委員の方々も様々な立場でご参加されておりますので、ぜひそういう方々の意見も踏まえて、これからもよりよき豊島区の地域包括ケアをつくっていく一部になればいいなと思っております。本当にこの会議の運営準備など、皆様のおかげです。どうもご参加ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきたいと思っております。

皆様、お疲れさまでした。

(午後8時28分閉会)

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

資料	次第	
	資料 1	令和 7 年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・指定介護予防支援事業所実地指導について
	資料 2	令和 7 年度 地域ケア推進会議<全体会議>開催報告
	資料 3	東部高齢者総合相談センター駒込サブセンター（こまごめ相談室）の相談件数について
	資料 4	令和 8 年度 新規拡充事業について(案)
	資料 5	指定介護予防支援事業所の指定更新について
	資料 6 - 1	令和 7 年度 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認について
	資料 6 - 2	令和 7 年度 豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所 (追加分)